

令和7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年4月末現在)

苫小牧労働基準監督署

区分 業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種 割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
全産業合計		(8) 173	(8) 173		(7) 168	(7) 168	5	3.0	100.0
製造業		33	33		(1) 28	(1) 28	5	17.9	19.1
食料品		8	8		(1) 13	(1) 13	-5	-38.5	4.6
木材木製品		4	4		1	1	3	300.0	2.3
紙・パルプ		3	3		1	1	2	200.0	1.7
窯業・土石		6	6		1	1	5	500.0	3.5
金属・機械		3	3		5	5	-2	-40.0	1.7
輸送用機械		4	4		3	3	1	33.3	2.3
その他		5	5		4	4	1	25.0	2.9
鉱業									
土石採取業					2	2	-2		
建設業		10	10		12	12	-2	-16.7	5.8
土木工事業		1	1		2	2	-1	-50.0	0.6
建築工事業		6	6		5	5	1	20.0	3.5
木造建築業		1	1		3	3	-2	-66.7	0.6
その他の工事業		2	2		2	2			1.2
道路貨物運送業		(2) 33	(2) 33		(3) 22	(3) 22	11	50.0	19.1
その他の運輸業		(1) 17	(1) 17		9	9	8	88.9	9.8
陸上貨物取扱業					1	1	-1		
港湾荷役業		3	3		2	2	1	50.0	1.7
林業		1	1		1	1			0.6
漁業									
卸売・小売業		(1) 13	(1) 13		17	17	-4	-23.5	7.5
清掃業		8	8		9	9	-1	-11.1	4.6
ゴルフ場		1	1		2	2	-1	-50.0	0.6
その他の事業		(4) 54	(4) 54		(3) 63	(3) 63	-9	-14.3	31.2

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものの。

()内は交通事故で内数です。

業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和7年4月末現在）

業種別	令和7年			令和6年			対前年		業種割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
農 業 業		3	3		3	3			1.7
畜 産 業		15	15		13	13	2	15.4	8.7
理 美 容 業									
その他の商業		3	3		2	2	1	50.0	1.7
金融・広告業					(1) 2	(1) 2	-2		
映画・演劇業									
通 信 業		(4) 6	(4) 6		(1) 1	(1) 1	5	500.0	3.5
教育・研究業									
保健・衛生業		19	19		28	28	-9	-32.1	11.0
飲 食 店		3	3		(1) 6	(1) 6	-3	-50.0	1.7
その他接客娯楽業 (ゴルフ場を除く)		1	1		5	5	-4	-80.0	0.6
上記以外の事業		4	4		3	3	1	33.3	2.3
合 計		(4) 54	(4) 54		(3) 63	(3) 63	-9	-14.3	31.2

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。

（ ）内は交通事故で内数です。

令和7年 死亡災害発生状況

(令和7年4月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
/ / / / / / /							死亡災害の発生はありません

過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	27	28	29	30	令元	2	3	4	5	6	合計
死亡件数	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	5	5 (1)	4 (1)	1 (1)	47 (7)

死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数



1 建設工事着工期労働災害防止運動について

4月1日から6月30日までの期間において「『着工期』こそ、安全対策の『質』を決める時期」をスローガンに、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

安全衛生管理体制の再確認及び安全意識の定着を最重点とした取組をお願いいたします。



2 全国安全週間について

厚生労働省では、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、7月1日から7月7日までを「全国安全週間」、6月1日から6月30日までを準備期間として実施します。

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項を確認していただき、労働災害防止対策に取り組みましょう。



3 熱中症対策の強化について

職場における熱中症対策が義務化され、令和7年6月1日から施行されます。

具体的には、熱中症を生ずるおそれのある作業（WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業）を対象に、発症時の連絡体制の整備、処置に繋げるための手順作成、定めたルールの関係者への周知が必要となります。



4 STOP! 熱中症クールワークキャンペーンについて

例年5月1日から9月30日までの期間において、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開しております。

5月はキャンペーン期間の初月となりますので、暑熱順化への対応、冷房設備や休憩場所の整備、透湿性及び通気性の良い服や保護帽を着用する等の対策に取り組みましょう。



各詳細については、右のQRコードからリンク先の資料等をご確認ください。